

平成23年12月10日、「平成24年度税制改正大綱」が発表されました。給与所得控除に上限が設けられましたが、全体的には小粒な内容となりました。消費税は「2010年代半ばまでに段階的に10%までに引き上げる方針を含め議論していく」とされています。

この改正のうち中小企業・個人に関連する主な改正は以下の通りです。

● 給与所得控除の上限設定 **個人：増税**

給与所得は（給与の収入金額 - 給与所得控除）で計算されます。この給与所得控除について、給与の収入金額が1,500万円を超える場合は、一律245万円となります。この改正は、平成25年分以後の所得税について適用されます。

● 勤続年数5年以下の役員退職金等の1/2課税を廃止 **個人：増税**

退職所得は（（退職金 - 退職所得控除額）×1/2）で計算されます。平成25年分以後は、勤続年数5年未満の法人等役員については、この「1/2」措置が廃止されます。なお、退職所得控除額は以下のように計算されます（勤続年数は1年未満の端数切上）。

20年未満	40万円×勤続年数
20年以上	(70万円×勤続年数) - 600万円

● 住宅資金贈与の非課税措置が延長 **贈与：減税**

両親・祖父母等の直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けた場合の、贈与税の非課税特例が3年間延長されます。

区分	平成24年	平成25年	平成26年
省エネ・耐震住宅	1,500万円	1,200万円	1,000万円
それ以外の住宅	1,000万円	700万円	500万円

● 中小企業の特例の延長 **法人：減税**

交際費等の定額限度額（年間600万円）、少額減価償却資産の一括償却（1個30万円未満、年間限度300万円）の特例が2年間延長されます。

（平成23年度税制改正について）

昨年公表された「平成23年度税制改正大綱」は原案通りには成立せず、改正事項・適用時期などの見直しが行われ、公布されております。

この改正のうち中小企業・個人に関連する主な改正は以下の通りです。

● 法人税率を引き下げ **法人：減税**

法人税率が以下の通り引き下げられました。

この改正は、平成24年4月1日以後に開始する事業年度に適用されます。なお、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度は、さらに軽減されたカッコ内の税率が適用されます。

期末資本金	現行		改正	
		年 800 万円以下		年 800 万円以下
1 億円以下	30%	-	25.5%	-
1 億円超	30%	22%(18%)	25.5%	19%(15%)

なお、法人住民税は、法人税額に約 20% を乗じて計算されます。

● 減価償却の定率法償却率の改正 法人・個人：増税

減価償却の定率法の償却率が「定額法の 2.5 倍」から「定額法の 2.0 倍」に改正されます（定額法の償却率は「1 ÷ 耐用年数」）。

この改正は、平成 24 年 4 月 1 日以後に取得する資産に適用されます（ただし、平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度とする経過措置あり）。

なお、原則として法人は定率法、個人は定額法によって減価償却費を計算することとなっています。

● 繰越欠損金の控除期間を延長 法人：減税

繰越欠損金の控除期間が「7 年」から「9 年」に延長されます。

この改正は、平成 20 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度で生じた欠損金に適用されます。

なお、「控除限度額が 80%」となるのは、資本金が 1 億円超などの大企業のみです。

● 上場株式等の配当・譲渡所得の軽減税率 10% を 2 年延長 個人：減税

上場株式等の配当・譲渡所得の軽減税率 10%（所得税 7%、住民税 3%）が 2 年延長され、平成 25 年 12 月 31 日までとなります。平成 26 年 1 月以後は、本則の 20%（所得税 15%、住民税 5%）となります。

税務カレンダー

	内容	備考
1 月	源泉所得税納付（納期特例・下期分） 法定調書合計表、給与支払報告書の提出 固定資産税の償却資産の申告	
2 月	所得税の確定申告・贈与税の申告	2 月 16 日～3 月 15 日

（注）法人税の確定申告期限は、決算日より 2 ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年 3 月 15 日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月 10 日です（納期特例を除く）。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。

【臨時休業のお知らせ】

12 月 26 日（月）～28（水）は、臨時休業させていただきます。

ご迷惑をおかけしますが、あらかじめご了承ください。

なお、年末は 12 月 30 日（金）まで、年始は 1 月 5 日（木）から営業予定です。

電子メール or ファックス or 郵便 で配布しております。変更を希望される方はご連絡下さい。

（できるだけ 電子メール でお願いしております）